

中大法曹

法学教育と司法試験改革問題



1989.5

中央大学法曹会

No 11

中央大学校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薫る

丘に目映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつ

栄ある歴史を承け伝う

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも

揺がぬ意気ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 誉あれ

三、いざ起て友よ時は今

新しき世のあさほらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展けゆく

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ栄あれ

中央大学応援歌

中央大学学友会選定 作詞
古関裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統誇る白門の

闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精鋭こそりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

今ぞ座らん覇者の座に

いぞ勝どきを揚げんかな

力、力、中央 中央



「中大法曹」第十一号目次

表紙題字 赤坂正男
表紙写真 中央大学
駿河台記念館

巻頭言	中央大学法曹会幹事長	赤坂正男 (1)
中央大学の現況について	学校法人中央大学理事長	山本清二郎 (3)
学員会の概況について	中央大学学員会会長	堂野達也 (6)
評議員会の活性化ということ	中央大学評議員会議長	宮田光秀 (10)
伝統と創造	中央大学法職講座運営委員長	高窪利一 (15)
最高裁というところ	中央大学法学部教授	奥野久之 (19)
学会員雑感	最高裁判所裁判官	松井宣 (22)
法学部の改革について	中央大学学員会副会長	阿部三郎 (25)
定例理事会雑記	中央大学理事	原秀男 (33)
学員会における中大法曹会	中央大学理事	坂本建之助 (36)
監事から見た中央大学	中央大学監事	水上喜景 (40)
中大法曹会の公証人	公証人	外村隆 (44)
法務検察部内における中大法曹について	前・広島高等検察庁検事長	竹村照雄 (47)
評議員の推薦についての意見	中央大学選任評議員	猪股喜蔵 (51)



法務行政内における中大学員.....公証人 三上庄一 (56)

中大法曹と検察.....高松高等検察庁検事長 川島興 (59)

司法試験制度改革問題の諮問を受けて.....大学問題委員会委員長 藤井光春 (62)

委員会活動と回顧.....中大法曹法職教育検討委員会委員長 市川照巳 (65)

座談会.....「大学の法学教育と司法試験の改革問題」 (71)

会員の声と消息.....「大学の法学教育と司法試験の改革問題」 (122)

終戦後の学生生活.....裁判官 長久保武 (161)

回顧の四〇年.....小林宏也 (164)

権利保護保険Q&A.....波多野二三彦 (167)

海をみていたい気分.....加茂隆康 (174)

中央大学法職講座「開講シンポジウム」.....中央大学学術研究団体 (178)

傍聴記.....連合会事務局長 栃木敏明 (181)

資料..... (181)

一、司法試験制度の改革問題についての「中間答申書」・「意見書」の提出について..... (181)

二、司法試験改革試案に対する意見書..... (197)

関係諸規程..... (222)

1 中央大学法曹会会則..... (222)

2 中央大学法曹会役員等名簿..... (222)

3 中央大学法曹会各種委員会委員名簿..... (222)

会務報告.....事務局長 猪股喜蔵 (235)

あとがき..... (235)

卷頭言

中央大学法曹会



幹事長 赤坂正男

中央大学法曹会は、二面の性格を有する団体であると考えられる。同会々則第二条に定める「會員相互の親睦をはかる」という一面。これは同学出身者で、しかも職域を共通にするということである。更に「中央大学の興隆に寄与すること」として第三条に具体的に行う本業について定めている。会報の発行とか、會員名簿の発行とか、研究会、講演会の開催とかについては誰人も異義あるところではない。我々は親「学生会」団体を通じて私立学校法の定めるところにより、その運営組織の民主化の基礎条件として、理事会の独善をチェックする機関として評議員会が設置され、これに当該学校法人の設立する学校を卒業した者で年令二五年以上の者のうちから寄附行為（中央大学では基本規程）で定める所により選任された者を加える。役員（理事と監事）の選出母体はその一つとして評議員のうちから寄附行為（基本規程）により選任された者を以て充てるとなっているのである。従って本会は大学の設置者である学校法人中央大学とは密接不可分な関係にあるのである。

我が法曹会は、以上の様な基本構想の下に三〇余年に亘り管理運営されてきており、その活動も人事委員会・会報編集委員会・会規改正委員会・法職教育検討委員会・大学問題委員会・中央大学創立百周年記念事業資金募金委員会

等を設置し、常時諸問題を研究してその成果を公表、或いは大学等に意見を具伸する等々たゆみない活動を続けている。各委員会等の活動状況については夫々の委員会、事務局報告にゆずるとして、今日的課題の一つに言及するならば、中央大学創立百周年記念事業資金募集活動は昭和六三年九月を以て一応その目標を達成し、法曹会も基本目標額を突破しその面目を發揮したことは慶祝に堪えないところであります。この余澤によって現在法曹会財政は一応充足感を味わっているものの、決して安泰とは云い得ない。又その将来性も明るいものとは断定し得ない。如何なる団体も財政的基礎の確立なくしてはその存立を全うし得ないことは自明のことである。然るに本会はこの点誠に憂慮に堪えない実状である。

我々は中大法曹会の財政的基礎を確立し、会活動を更に充実し、司法試験の合格率を高め、中央大学に対し優れた人材を送り一層の興隆を期するものである。



中央大学の現況について

学校法人中央大学

理事長 山本清二郎



中央大学法曹会会報第十一号発行を心からお祝い申し上げます。また日頃から法曹会幹事長の赤坂先生をはじめ会員の皆様方には、本学発展のため多大のご尽力とご協力を賜り、お陰をもちまして母校は今輝かしい第二世紀に向かって、その歩を進めていますことは誠に同慶に堪えなく、心から感謝申し上げます。次第でございます。

さて、母校の現況について若干ご報告申し上げたいと存じます。

まず創立百周年記念事業資金の募金についてであります。皆様すでにご承知の通り、去る六月末日をもちまして、その募金期間が終了いたしました。振り返りますと、昭和五十七年三月十日第一回の募金委員会を開催し募金活動計画が開始されたのでありますが、その後約六年に亘り教職員はもとより学员各位のご協力と、加えて各企業のご理解をも賜り、目標額の五十億円を越す成果を得ました。ここに深甚なる謝意を表する次第でございます。この百周年を記念して、各種事業を企画いたしました。取りわけその基幹をなしましたのが「中央大学駿河台記念館」の建設であります。募金額の大半を充てましたこの建物は、本学第二世紀の充実にとりまして、都心に於ける、国際交流を始めとする教育の近代的機能を有する建物を造ることが不可欠である、との認識から計画されたのでありますが、二

年間に亘る歳月を経て、このたび立派に竣工いたしました。そして去る十一月十六日大安吉日のこの良き日に落成式を挙行し、ご来賓、関係者多数ご出席のもと盛会裡に終了いたしました。ところで、この記念館の大きなドームは、本学の精神を象徴し、その継承の歴史を示すものと設計者の説明を受けております。皆様もこの精神を念頭におかれてご覧になれば、永い伝統の昔日が偲ばれ、神田駿河台時代の想い出が走馬灯の様に脳裏を駆け巡ることでありましよう。

顧みますと、昭和五十五年春、あの淡雪の中で駿河台校舎閉校祭が行われ、五十年余に亘る駿河台の歴史を閉じ、神田の街とその人々に別れを告げたのでありますが、再び新たな目的、即ち、国際交流や社会教育までも含め、都心に於ける創造的活動拠点として、教育研究施設のほか、卒業生との交流強化の場とするなど、極めて多目的な用途を有する施設として、由緒ある駿河台の地に甦った訳けであります。誠に意義深いことであり感無量と云わざるを得ないのであります。

次に、各国家試験の結果について申しあげます。まず司法試験ですが、本年度合格者は七十六人（昨年比七人減）で第二位。国家公務員採用一種は十三人の合格（八人減）で十九位であります。裁判所事務官採用一種は合格者五人（二人減）で第一位。家庭裁判所調査官補採用一種は二人（一人減）となっております。また国家公務員採用二種については、二一六人の合格者を数え（三十一人増）昨年より二位から一位となりました。次に公認会計士第二次試験につきましては、三十八人（一人増）の第三位となっております。本学といたしましては、今後とも関係各位のご指導とご尽力を賜りながら、更なる充実を図りご期待に添うべく努力を重ねて参る所存であります。何卒お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

次に来年度卒業予定者の就職状況であります。本年度求人は約一一、五〇〇社（昨年比千社増）であり、求人の数は昨年より三〇％増となっております。現在ほぼ百％の内定者を数えており好調の出足であります。

ところで今日、科学・技術の発達は、情報化や国際化などの急速な進展による社会環境の変化をもたらせました。このことよって大学への社会的要請は益々多様化するとともに、十八才入口の急増、急減更に国の補助金の抑制政策等が加わり、私立大学の存立にかかわる様な問題も生じてきております。これらの新たな動向は、本学に与える影響も決して軽視出来ません。そこで、本学が教育、研究の諸分野において、私学の雄にふさわしい発展を遂げて行くためには、こうした諸々の環境の変化に的確に対応して行く必要があります、社会の流れを配慮し、諸学問の学問的展開と総合化、そして国際的にも対応しながら、研究、教育のあり方を組織を含めて再検討し、更なる発展と活性化を図って行かなければならないと痛感いたしております。

しかし現実は大変厳しいものがあり、私ども大学を預る者は、まず収入基盤の強化を図る方策を積極的に検討し、抜本的強化を図りながら対応して参る所存であります。

皆様方におかれましては、何卒今後ともご指導ご協力を賜りますことを切にお願い申しあげたく存じます。

以上、大学の近況とともに、所信の一端を披瀝いたしました次第でございます。最後にになりましたが、会員各位の益々のご活躍とご健勝を祈念いたします。

(昭和六三年十一月記)



学員会の概況について



中央大学学員会会長

堂野達也

まえがき

明治二十一年一月二日英吉利法律学校々友会として呱呱の声をあげた学員会は、昭和六三年一月をもって創立百周年を迎えた。同月二〇日（日）午前一〇時三〇分より駿河台カザルスホールで、学員会、大学の役員、全国支部長等を中心に、学員約五〇〇名が参集して記念式典を挙行し、式後、学員である株式会社そごう社長水島広雄氏の母校に対する直言を内容とする講話が行われた。同日〇時から、同月一六日竣工したばかりの母校駿河台記念館の二階、三階を会場として記念祝賀パーティを開催した。一〇〇〇名に近い学員の参加があり、土屋参議院議長を始め有力なる学員多数の出席があつて盛大且つ有意義に実を結んだことを前言として報告し、以下に与えられた稿題「学員会の概況」について述べる。

一 学員会の現況

母校出身者は三〇有余万を超えるといわれる。母校百周年記念に発刊された学員名簿の登載者は、二〇余万（この人数は現在連絡のつく学員）、また、本部及び各支部に所属している学員の数は捕捉し難い。学員会支部は、全国各地に八三の地域支部、職域、同期会等の支部が四八、合計一三二を数える。

この中には、特色ある国会白門会支部とか、白門婦人会支部、また、ニューヨーク、シカゴ等の海外支部があり、在学する韓国及び北朝鮮出身の学員が一致して組織する高麗支部がある。最近、シンガポール支部の設置を見た。

各地域支部は、学員の集合状況や、地域の広狭や、歴史的な関係から一県に数支部があり、東京都に一一、北海道七、長野県五、広島県四、静岡県三、新潟、愛知、福岡、山口の各県には二支部がある。地域支部では、それぞれ独自の活動が行われ、母校の協力を得て講演会を開催したり、親睦のためのゴルフ会、家族同伴の小旅行会を催したりなどされているようである。しかし、他面、数年間総会も開催されないとある。要は中枢となる幹事の方々の力の入れようによって変わってくるのが実情である。

二 学員会支部の活動

職域支部は、同じ職場で、同窓として結ばれるのであるから、一段と活発のようであるが同時に、他大学等との関係も考慮されるから、一面の複雑さもあるようだ。二、三の支部について述べるが、最大の有力支部である法曹会並にこれに関連すると覚しき研究会等が八支部程存在するが、これらについては、先刻承知せられるところと理解するのでふれない。

そこで、第一は、国会議員を中心とする国会白門会支部で、会員約三〇〇名、衆、参議院五八名（私学としては早大七七名に次ぐ第二位）、その他の会員は、国会の職員として国会の運営に携っておられる。会員中、竹下第二次内閣では国土庁長官内海英男氏、その他政務次官、常任委員長、特別委員長として教氏が活躍しておられる。持筆すべきは、参院議長土屋義彦、同副議長瀬谷信行の両氏が就任せられており、同窓の現職正副議長とは珍しいのではない。大いに母校の名を高からしめておられる。支部長は、参院議員、元自治相加藤武徳氏である。

第二は南甲倶楽部、昭和二七年一月、当時実業界で活躍されていた母校出身者で組織された古い歴史ある支部である。現在も会員四五〇名を擁し、一部上場会社の社長等々たる財界人が参加し、母校駿河台記念歌に本部を置く

有力支部である。支部長は、さとう社長水島広雄氏である。

第三は学外大学教授白門会支部で、母校を卒業した後、全国各地の国公立、私立の大学、短大その他外国の大学に教員として勤務する学員をもって結成する支部である。会員は約八四〇名とある。現在の支部長は木川統一郎氏である。これらの学員の方々は、他大学において理事、学部長その他の要職を占められ、学者として、教育者として大きな業績を挙げておられ、母校出身者として学会に母校の名を高からしめておられるのである。

その他にも職域支部として、東京都庁、東京電々、日産火災、日新火災、東邦生命等々にも支部が組織されている。

三 学員会と母校の未来像

日本の人口調査から、大学入学適齢人口は平成四年の二〇五万人をピークに減少し始め、その四年後には一七〇万人になるといのが定説である。大学の数は全国的に毎年増加しており、私学がその独創的な特色を発揮しない限り入学志望者は減少の一途を辿るだろうといわれている。特に、全国各地に大学の新設、学部の拡充等が行われ、在京大学卒業生のユーターン傾向も強まることは、在京大学への志望者の減少はさげられないであろう。

母校では、昭和五八年度に母校在学生の父兄との連絡を密にし、相互の理解と協力を深め、大学の使命達成に資する目的で「中央大学父母連絡会」を発足させ、昭和六三年度から全員加入となった。本部を母校に、全国に五四支部の設置を完了し、今後はその目的に添って活動が発展するものと期待される。また、これによって、母校には全国津々浦々から多く学生が集まっていることがわかる。

ところで、この父母連絡会の各地の支部設立に当って、学員会支部の学員が全力をあげて協力したのである。すべての学員は常に、母校に対する愛校心を抱き、機会さえあれば母校のために盡すことを惜しまないのである。この事實は、地方で活躍する学員に企業の社長、県庁や市役所等の幹部等有力者が多く、学生の父兄も改めて母校を再認識

する結果を齎した。特に、卒業後子弟を故里に呼び戻したい父兄にとっては、就職等に大きな期待ともなったと考えられる。

このような私立大学をめぐる社会情勢の中で、母校が二一世紀に向けて、更に発展して行くためには、学会の協力が一層その必要性を加えるのではなからうか。それには先ず、学員が今後優秀なる学生を母校に送り込むことである。母校も亦従前のように、学員の推薦する志望者の入学を拒ばないような配慮をすべきである。また、愛校心に燃ゆる学員が、物心両面で母校の発展に関心を表現できる制度的方途を樹立すべきで、例えば、他大学で既に実行している法人大学の評議員を広く学員より選出する方法、学員の子弟を別枠を以て入学させる等。但し内部的には厳重な教育を行うこと等によって、学員と母校との緊密化を計り、学員の母校に対する関心を高めることができる。

結論的に云えば、全学員は、母校が私立大学として、研究、教育にその特質を發揮し、社会的に存在価値を誇示することを熱望している。そのためには、教員がその研究成果について、学界は勿論広く社会に発表して評価を得べく努力し、教育については、全人格的に学生に好影響を與え、卒業生が社会に出て大いに活躍できる素地を作るべきであるとし、その研究、教育の成果が、母校の輝かしい未来を展開するものと期待している。昨今、母校では二一世紀に対応するとして、新学部を設置計画、夜間部の廃止問題が検討されると聞く。国際化、情報化、科学技術の高度化が唱えられてから既に久しい。右の如き計画は、むしろ遅きに失する感なきをえない。速やかにこれが実現を望むものである。

(一九八九、一、一八)

評議委員会の活性化ということ



中央大学評議員会議長

宮田光秀

昭和六年三月二五日、四期八年の長い間議長として声望の高かった山本清二郎先生の後任議長として就任しましたが、すでに任期終了も間近になりました。就任にあたり皆様から評議員会の活性化を図るようご要望ご意見をいただきましたが、いまだに成果をあげることができず汗顔の至りであります。

思うに、戦前の私学行政が監督的色彩の強い教育制度であったのに反し、戦後は教育の民主化を特徴とする私学学
校法が制定され、いずれの私立大学もこの法律にもとづいて学校法人として設立された。同法によると大学の管理運
営は理事会がこれにあたり、広はんな権限の下に自主的に行なわれることを建前と定められております。したがって
評議員会は、理事会の諮問機関として位置付けられている。今日この考え方の流れが評議員会を議決機関と改めた大
学においてもその機能を十分に果たすことを妨げているのではないかと思われまます。評議員会は、大学教職員、および
卒業生を含め全学的に結集された意思形成に重要な役割を演ずる場である。評議員会運営の活性化が求められる所以
もこの点にあらうかと思えます。評議員会の審議内容の充実、運用の機動性、審議事項の見直しなど考えられるが、
これらを達成するためには相関関係にある機構の改革という困難な作業がある。評議員の定数、選出方法、会議の回

数その他これに伴う多様な問題が検討されなければならない。この夥しい課題の解決にあたっては衆知を集めての慎重な審議をする方途を講ずる必要があります。

そこで、次のとおり都下の有力な私立大学における評議員会の現場を比較列举し、かつ、中央大学の評議員会に関する基本規定について不備な点を指摘して皆様のご考究の資料に供したいと思ひます。

x

x

x

他大学の評議員会に関する規定の実情について。

一、評議員会の地位

学校法人として私立学校法により評議員会が諮問機関とする建前であることは前述のとおりである。しかし、任意に議決機関となすことができる規定にもとづき本稿に掲げる他大学は、いずれも諮問機関ではなく議決機関として運用しております。

二、評議員会の構成

(一) 定数

(イ)中央大学(以下中央と略称する)は選任二〇〇名以内と職務上役員等、(ロ)慶応大学(以下慶応と略称する)は九五名ないし一〇〇名、(ハ)早稲田大学(以下早稲田と略称する)は八九名、(ニ)明治大学(以下明治と略称する)は七三名

(二) 選出方法

各大学は、大方詮衡委員会による選出方法を採用しているが、慶応では塾員(卒業生)に限り公選方法を採用しております。

(三) 任期

(イ)中央は四年(職務上評議員は在任中定年退任)、(ロ)慶応は教職員二年(定年退任)、塾員四年、(ハ)早稲田は四年、(ニ)明治は四年

三、権限

各大学は、当然学校法人の寄附行為に規定されているが、その名称、および内容について多少異なる点がある。特に慶応、および明治は、決算について議決を要する規定なく、また明治には理事はもとより理事長選任の権限を併有し、慶応および早稲田には副議長に該当する役職を設けておりません。

四、招集および議題を提出する者

各大学いずれも中央理事長に該当する役職者が議題を提出することと定め、とくに慶応では提出することと定め、とくに慶応では提出するについての細則を制定しております。

五、開催の回数

(イ)中央は年間二回、(ロ)慶応は年間五回以上、(ハ)早稲田は毎月一回、(ニ)明治は年一回(決算審議なく)なお、中央を除く各大学は臨時評議員会の招集については明文を設けております。

×

×

×

中央大学の基本規定における評議員会について。

基本規定で評議員会についての規定は、第五章に第二六条ないし第三四条である。このうち評議員会の運営に関する規定は、第三二条と第三四条の二か条に過ぎない。この規定だけでは到底評議員会の円滑な運営は期待しえないのであります。ここに、この運営について懸念する点を二、三摘示説明します。

一、評議員会開催について定時、臨時の明文化。

基本規定第三二条は、評議員会の会議について同第一項は招集方法の原則を定め、第二項は、評議員の招集請求

に対応する定めである。両項を対比すれば、いずれが定時、臨時であるか容易に判然するが、理事長の権限にもとづく臨時招集の定めが欠落しております。

なお、一部評議員のうちには評議員会々議中にこの第二項を発動することができるとの論議をなすものがあるが、後述議題を提出する者は理事長でこの解釈は誤であります。

二、議題の提出者

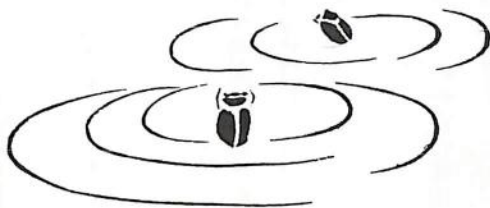
基本規定第三二条第一項において評議員会の招集は理事長がなし、招集の書面には議題を明記することを要求されている。また、同法第二項により評議員が請求の場合においても理事長に対して招集方を要請しなければならぬことを定めている。理事長が評議員会に議題を提出するものであることは明白であります。

三、委員会の設置

基本規定第三四条において評議員会内に委員会を設けることができることを定めている。この規定の運用について評議員会のなかに委員会を設置することは、評議員の提案があれば評議員会において議決設置することができるものがある。この見解によると委員会設置の議題の提出者が評議員ということで理事長の権限を侵すのみならずこの議題の審議に参加できる評議員は当日出席の評議員に限られることとなる。委任状による評議員、および欠席した評議員は、何ら議題の通知もなくこれら評議員は審議に参加する機会を閉されたのであるから議決権（表決権）を剥奪された結果を招くわけであります。したがってこの評議員会決議は無効であるからこの見解は誤りであります。

四、前述評議員会の運営が基本規定のみによっては不十分であり、かつ不備な点が多々あることを申し述べたが、評議員会が議決機関としてふさわしい機能を十二分に発揮し中央大学の発展に寄与することができるためには、評議員会の運営について早急に規則を制定することが肝要であると思えます。

以上紙数にも限りがあり、問題の骨子のみを抽出しました。意の尽せないこと多々あるもご理解願ひ、かつ評議員会のマンネリ化を払拭してその役割を果すことのできるよう努力を積み重ねることを表明し本稿を終わります。



伝統と創造——法曹教育への展望

中央大学法職講座運営委員長

中央大学法学部教授 高 窪 利 一



昨秋十一月二十日、新装成った駿河台記念館のオープンを兼ねて、学会創立一〇〇周年を祝う集いが持たれた。席上の講話で、(株)そごう社長の水島広雄博士(本学顧問)は、「私学のよさは、一つの情熱を凝結することができる組織体だからであり、三十六万の学員がエネルギーを結集して大きな夢を抱くべきである」と強調されるとともに、「大学は何かスペシャリティをもたなければならず、中大では法科が看板であるから、法学部の名声、充実を図るとともに、司法試験も一番になり、『実力ある学生』に育ててもらいたい。二番はだめで、何でも一番にならねばだめだ」と叱咤された。愚妻と子ども、祝賀パーティーの人波に揉まれながら、国際会議室一ばいにあふれる学員諸氏の燃えたぎる息吹きを感じた私は、一世紀にわたる時間の重みと、一步步積み上げられてきた伝統の熱気に浸っていた。

旧臘初旬、法曹会の協力的なバックアップによって、駿河台記念館六階に、法職講座研究室が発足した。四年生以上で、短答式合格経験者を中心にした精鋭一〇八名が固定席を與えられ、合格直後のチューター達の指導のもと、本年度の合格を目指して、日夜研鑽に励んでいる。多摩の法職講座も、入学直後から卒業まで、在学生に計画的な受験

勉強のメニューを提供して、早期合格の体制を充実しつつあるが、受験生の大学離れの傾向は止まず、多摩に登校するよりも予備校のノオハウに頼る学生が多く、法職で鐘を鳴らしても、競争に適するだけの人数が仲々集まらない。もともと、合格者平均年齢が二七、八才という試験であり、卒業して、あるいは留年しながら、それも、多くの場合、アルバイトで喰いつなぎながらの受験生活であるから、在学中から卒業後までの一貫教育、それも、生活の本拠に近い都心のアフターケアがもっとも重要である。多摩の各研究室も、この体制をとり切れないため、部屋から離れたOBがうかっているのが実状であるし、法職講座も、都心のOBへの配慮までは手がまわらなかった。

多摩移転が失敗だったという評価もある。しかし、キャンパスの整備拡大は時代の要請であろう。せめて、駿河台校舎がもう少し残っていれば、都心に、OBのための勉学の拠点を確保することができたと思う。しかし、今更、繰り言を口にしても致し方がない。要は、「最終合格まで一貫して勉学の場合と素材を提供して、受験生活をバックアップする姿勢を大学側が積極的にとるか否かが根本の問題であり、方向が決まっていれば、場所的条件は、将来的にも、どうにでもなる問題であろう。今回、駿河台の唯一の拠点である記念館に、OB受験生中心の研究室を得たことは、取りあえず、都心教育の足がかりを得たものであり、法人当局の理解ある態度に深謝して止まない。それは、中大法曹会の光輝ある伝統の生んだ一つの成果であり、将来の発展につながる価値あるステップである。

入学から最終合格までの一貫教育の体制を整備するためには、法学部教育の在り方自体も、根本的に洗い直していかなければならない。法学部教授会の法律科目担任者としては、専門的職業教育の要請に應えるべく、法律学科カリキュラムの再検討の作業を進めており、①法職コース、②公務員コース、③一般企業コース、の三つのコースをつくるという基本的方向をきめており、社会生活の多様化や、経済大国としての国際化の要請に應えうる教育内容の改善

を目指して、夏休み前を前途として、具体案の作成に努力している。しかし、在学中の合格（現役合格）が殆んど困難であるのが現実であるとすれば、法職コースについては、卒業年次そのものを検討し直さねばなるまい。他のコースは四年制としても、法職コースは、最低六年制とし、豊かな法的判断力の養成や、基本六法の十分な咀嚼、そして、法律実務の理解の促進を可能とするような、ゆとりのある、計画的なカリキュラムを組む必要があろう。こうしたカリキュラムによって、各分野について一通り完結しうる体系的講義とゼミナールを実施するとともに、現在、法職講座で行なっている特別講座（論点講義や読書ゼミ）や各種ゼミを出来る限りカリキュラムに取り組み、法職講座は、答練と自主ゼミ、それに六年をこえる卒業生の研鑽の場を提供していく、……といった行き方が理想的であり、そうしたかたちで、ロースクールの将来構想を創り上げていくことが望ましいのである。

×

×

×

私は、個人的には、駿河台研究室の発足が、こうしたロースクール構想の起爆剤として機能していくことを願っている。勿論、六年間に汎って授業料をとって就学させるからには、四年で卒業して、予備校通いをするよりも、より効率の高い、かつ内容の濃い教育を施さなければならぬ。優秀で経済条件に恵まれない学生のために学費の減免や法職奨学金の制度も設けるべきである（とりあえず、学会の奨学金の希望者が少ないと聞いているので、これを給付に切りかえるとともに、法職講座の奨学に利用させて頂きたいと希望している）。法律学科の各コースとも共通に、教養課程（二年）は、社会的事実の法的な評価を促がし、健全なリーガルマインドを養成するような課程とし、法職コースとの互換性も考えていかなければならない。

こうした具体的な配慮の限定として、もっとも重要であると思われるのは、一つは、教員側の責任体制に対する意識の高揚である。研究意識と教育意識を明確に区分し、各法分野についての基本的理解を可能とするような講義・演習に徹するべきである。これは、考えながら喋っている研究者達にとっては大変難かしい作業であるが、何とか努力

しなければならず、また、その目的を達するためには、閉塞的な間隔を排して、法曹実務家をふくめて、学外から講師を広く求めるべきである。今一つは、学生側が創造の意欲を燃やすことであり、これがもっとも肝要であろう。多摩の法職講座では、皆が真剣にやっているが、まだ、自信に裏付けられた明るさがない。発足三ヶ月目の駿河台研究室は、向学の熱気に充ちているが、何でも教えてもらおうという情報重視の他力本願を抜け切れないように思う。それだけ孤独の修練になやんできた者が意欲を燃やしているのであり、大学側も、予算の拡充とともに、各種のノウハウを整えようと目論んでいるが、合格にいたる学習方法に、きまりきったパターンはない。各自が、自分の主張を明確にもち、たゆまない自己診断によって、主張の根拠を明確に創っていく努力が自信と実りある成果を齎らす。英知を寄せあった討論の中で駿河台パターンを創造し、これを承継させていこう。輝かしい伝統を、より大きな存在とするために。

